

# 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

この制度は住民票の写し等の不正請求の抑止を目的としています。

事前に登録の申込みをされた方の住民票の写し等を本人の代理人又は第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人に通知をするものです。

## ● 通知までの流れ

- ① 登録申出書の提出（市役所又は富士松支所）
- ② 代理人又は第三者からの証明書の交付請求
- ③ 交付請求に基づく証明書の交付
- ④ 証明書を交付した事実を本人に通知（郵送）

※1 本人、同一世帯員（住民票）、親や子等（戸籍）に対して交付した場合、通知はありません。

※2 交付の可否を登録者本人に事前に確認したり、交付できないようにする制度ではありません。

## ● 通知の対象となる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍謄抄本
- ・ 戸籍の附票の写し 等

## ● 通知する内容

- ・ 交付した年月日
- ・ 交付した証明書の区分及び通数
- ・ 交付請求者の区分  
（代理人又は第三者）

## ● 登録できる方

- ・ 刈谷市の住民票に記載されている方（除票に記載されている方も含みます。）
- ・ 刈谷市の戸籍に記載されている方（除籍に記載されている方も含みます。）

※ 登録の方法や必要書類は裏面をご覧ください。

## 【交付通知書見本】

〇〇〇〇様			
刈谷市住民票の写し等交付通知書			
あなたの住民票の写し等を次のとおり交付しましたので、通知します。			
交付年月日	交付請求者の区分	交付証明書の区分	通数
令和〇年〇月〇日	代理人	住民票の写し（一部）	1
連絡先 刈谷市役所 市民課 電 話 0566-62-1009			

● 登録方法

- 申込場所： 刈谷市役所市民課又は富士松支所
- 受付時間： 月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）
- 必要書類：

窓口に来た人		必要書類	
本人		本人確認書類 （官公署の発行した運転免許証等顔写真付き身分証1点 又は健康保険証等2点）	
代理人	15歳未満 の子の親	戸籍謄本 （市内本籍の場合は不要）	左記の書類と 代理人の本人確認書類
	成年後見人	登記事項証明書 （発行3か月以内のもの）	
	<u>※その他</u>	委任状	

※本人と同一世帯の人や15歳以上子どもの親族等が、本人の代わりに手続きに来られる場合も委任状が必要です。

- 登録期間は、申出を受付した日の翌日から3年を経過する日の属する年末（12月31日）までとなります。更新を希望する場合は、期間満了日の3か月前から申出ができます。

● 問合せ先

本制度の詳細につきましては、下記までお問合せください。

刈谷市役所 市民活動部 市民課
電 話 0566-62-1009
FAX 0566-62-1202
電子メール shimin@city.kariya.lg.jp